

平成27年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成28年3月8日（火）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 長崎地方裁判所における広報活動の取組について

出 席 者

（委員）川崎満博，ガンガ伸子，岸和田羊一（委員長），黒岩秀文，上保由樹，田淵徹郎，手塚堅太郎，宮本聡，森本精一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）伊藤事務局長，吉竹民事首席書記官，本多刑事首席書記官，後藤総務課長

議 事 要 領

第1 開会

第2 新委員紹介

第3 報告

前回委員会提案による庁舎の案内標識等の改善取組状況について，総務課長が報告した。

第4 協議

初めに，裁判所が広報活動を行う目的及び長崎地方裁判所における広報活動の取組について，総務課長が説明を行った上で協議に入った。

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：事務担当者と表示）

□ 裁判所に広報として求めるものは，現在行っている内容でよいか。どのような感じを受けたか。

○ 模擬裁判などやっておられるようだが，テレビ放送などの予算を付け，マスコミを通じて裁判所でやっている広報行事を紹介するような特集を組んではどうか。

○ 司法記者クラブの記者に対し，広報活動を記事にしてもらうよう依頼する

ことも考えられる。

- 長崎では、県警記者クラブの記者が司法も担当しているが、模擬裁判等の実施に際しては、その記者に対し、当日の取材を依頼したり、参加者募集の記事や実施結果の記事を紙面に掲載してもらおうよう依頼することがあり、その依頼に応じてもらうこともある。
- 模擬裁判や無料法律相談などのマスコミに対するリリースの仕方は、どのようなものか。広く県民に知ってもらうべきものは、マスコミを十分に活用していただければもっと広められると思われる。
- マスコミへ投げ込みをしている広報行事の案内がシンプルである。放送局にしろ、新聞にしろ、興味を持たせる内容をいかに盛り込むかである。具体的な内容を分かりやすく案内してもらおうと、マスコミも取材に来るのではないかと思う。これまでにいただいた案内は、さらっとして、味気ないものになっているので、記事に取り上げることもなく流してしまうこともあると思う。プロモーションをもっと丁寧に、分かりやすく、決して大袈裟であってはいけないが、興味を持つような内容を記載する必要があると感じる。
- 模擬裁判などを開催する際の県民への周知方法としては、次のようなことを行っている。まず、司法記者へ投げ込みをしてマスコミを通じた県民への周知を依頼しており、実際に新聞で取り上げてもらうことがある。特に地元紙面に掲載されると県民の反響が大きいという実感である。さらに、地方公共団体へ広報誌への掲載依頼をして県民への周知をお願いしており、いくつかの地方公共団体では広報誌に掲載していただいている。また、当裁判所のウェブサイトにも企画内容を掲載している。
- 市役所に依頼する際は、広報課へ直接依頼するよりも、企画内容に関連のある課を通して申請していただくと広報誌へ掲載されやすいと思われる。
- 例えば、定例記者会見において、マスコミに取り上げてもらいたい行事の説明をして、企画を売り込むことが考えられる。

- 所長の定例記者会見はないのか。
- 着任時に記者会見をするが、定例記者会見はない。
- 広報行事の内容とその申込書をホームページにアップして、インターネットを利用して申し込んでもらうことも考えられる。
- セキュリティの関係から、インターネットを利用した申込みは難しいところがあるのではないか。
- 申込み自体は、ファックスを利用することでもよいと思われる。
- 年に一回程度、司法記者クラブと弁護士会の役員の方々とで、意見交換会と会食の場を設けて、お互いの距離を縮めている。そこでは、日ごろ感じていることや今後の展開等について建設的に話し合っている。裁判所においても、そのような交流の場があればよいのではないかと思われる。その際、年間の広報行事であったり、訴えたいことをリリースすると、ペーパーだけでは伝わらないことも、マスコミとしては興味をそそられると思う。また、マスコミの日ごろの疑問に答えてもらうことで距離が縮まり、今後のことを話すことで良い方向に持っていくということも必要ではないかと思う。
- 裁判所においても司法記者クラブの記者との意見交換会を実施している。今年2月に実施した際は、裁判員裁判の説明会及び懇談会を行った。
- 意見交換会には私も出席し、裁判所側からは、裁判官のほとんどと一般職の幹部職員が出席した。記者クラブからは、採用1年目くらいから三、四年目くらいの方が各社から二、三人ずつ出席していた。広報するところまでの余裕はなかったが、若い方との間で話は弾んでいた。
- 裁判傍聴や裁判所見学の申込みについて、実状はどのようなものか。学校などに対し、裁判所から積極的に案内しているのか。
- 傍聴や見学については、裁判所から積極的に案内しているということではなく、先方からの申込みを受けて実施している。
- 出前講座の内容は、どのようなものか。

- 所長や刑事首席書記官が講師となって、裁判員裁判についての出前講座を行っている。
- 長崎市でも各部署でいろいろな出前講座を積極的に行っている。広報誌に記事を掲載することもしている。開かれた裁判所であるためにも、積極的に出前講座をしたらよいと思う。
- 裁判傍聴の1回の受入規模は小さいようだが、出前講座は大人数に向けて一斉に講義できる。これから行われる新入生のオリエンテーションなどで、親しみの持てるような講義をしていただければ効果的だと思う。大学では、消費者教育や金融教育について、案内をいただいて組み込むことが多い。裁判所からも、法律を専攻していない学生を含め、広く話をしていただければありがたい。
- 消費者教育の講義は、どのような分野の方に依頼しているのか。
- 消費者生活センターから消費生活アドバイザーに来ていただいている。新入生のオリエンテーションで、これから消費者としてどう自立していくかという話をいただいた。また、クラス単位では弁護士さんに来ていただいたり、日銀から来ていただくこともある。
- 税務署は、希望する中学校に対して、講義をすることもあるようである。
- 出前講座のテーマについて、どのようなものを希望されるか。
- 例えば、犯罪被害者になった場合に、自分がどう裁判にかかわるようになるかといったことである。一般の人からすると、ドラマのイメージしか湧かないので、裁判の展開がどうなるかは知りたいと思う。
- 裁判所の役割を子ども達に示していただくことは、子ども達の将来のためになると思う。
- 裁判傍聴の1回あたりの人数の上限は、何人ぐらいか。また年間の回数の上限はあるか。
- 長崎地裁においては、一番大きい法廷の傍聴席数からすると、1回あたり

の傍聴人数の目安は約60人である。年間の回数についても、できる限りの受入をしていきたいという思いである。この点、配布資料の裁判傍聴等の一覧表に記載した数が上限ではなく、1.5倍ないし2倍程度の受入は可能であると考えている。ただし、せっかくお越しいただいても、裁判をやっていないと傍聴はできないので、そのような場合は空き法廷などの施設見学と説明を受けていただくことになる。

- 出前教育は検察庁でも実施しており、裁判所でも取り組もうという考えであれば、双方が協調して行うことも可能であると思う。検察庁では今年度に2回、中学校に職員を派遣して、生徒に業務説明をしたり、法律の意義や捜査の流れを説明している。その他にも中学生を受け入れて、模擬の体験をしてもらっている。模擬の体験は、裁判所の業務の兼ね合いからして難しいかもしれないが、出前教育は協調できる面があるので、裁判所としてもやりやすいかなと思う。
- 弁護士会でも中学校や高校で法教育の出前講義を行っている。
- 現場で働いている職員の生の声を学校などで伝えることが非常に大事である。生徒は、司法の世界で生きている人の話は興味があるだろうし、話を聞けば刺激にもなるので、ぜひやっていただきたい。
- 一般市民の方は、裁判所について、どのようなことを知りたいと思っているか。裁判所の手続のパンフレットについて、裁判所に備え置いてはいるが、実際に問題を抱えた人が関心を持つにとどまるだろうか。
- 普通の人には読まないと思う。市民向けのパンフレットを作成し、裁判員制度などを紹介することが大切だと思う。
- 検察庁では、法教育活動で中学校に行かれているようだが、その他にどのような取組をなされているか。
- 出ていくものと、受け入れるものの二種類がある。職場体験学習として受け入れ、検察庁の業務を体験してもらったり、警察と連携して執務室を見学

してもらおうなどしている。また、専門学校に出向いて検察庁のPRをしたり、教員を対象に業務説明をしている。その他の広報活動としては、ホームページを見やすく、楽しく、分かりやすくなるようにして、親しみやすさを感じてもらえるよう工夫している。検察庁の職員が考えて作った広報キャラクターもあり、パンフレットに掲載したり、マスコット人形にするなどして活用している。

- 裁判所の広報活動の取組は、ポンチ絵で示したとおり分類すると六つに分けられる。市民の方の関心が強いのは、どの分野だと思われるか。
- 小学生や中学生には、法廷見学や裁判傍聴の関心が高いであろうから、それを充実してもらえばよいと思う。また、一般市民にとっては、無料法律相談を充実してもらえればよいと思う。
- イベントをいかに広く知ってもらおうか、特に若い人が新聞やテレビを見なくなっているので、今後どういう広報が求められるか、手段を考えなければならない。
- 若い人は、スマートフォンやタブレットで情報を得ていると思われる。
- ホームページのコンテンツを充実させることが有効だと思う。
- まず、ホームページを検索してくれるかが問題である。
- ソーシャルネットワークサービスでの情報の拡散の度合いは、強烈である。
- 貴重な御意見をありがとうございました。

## 第5 次回期日及び協議テーマについて

### 1 次回期日

平成28年10月4日（火）午後1時30分

### 2 次回協議テーマ

利用しやすい民事調停について